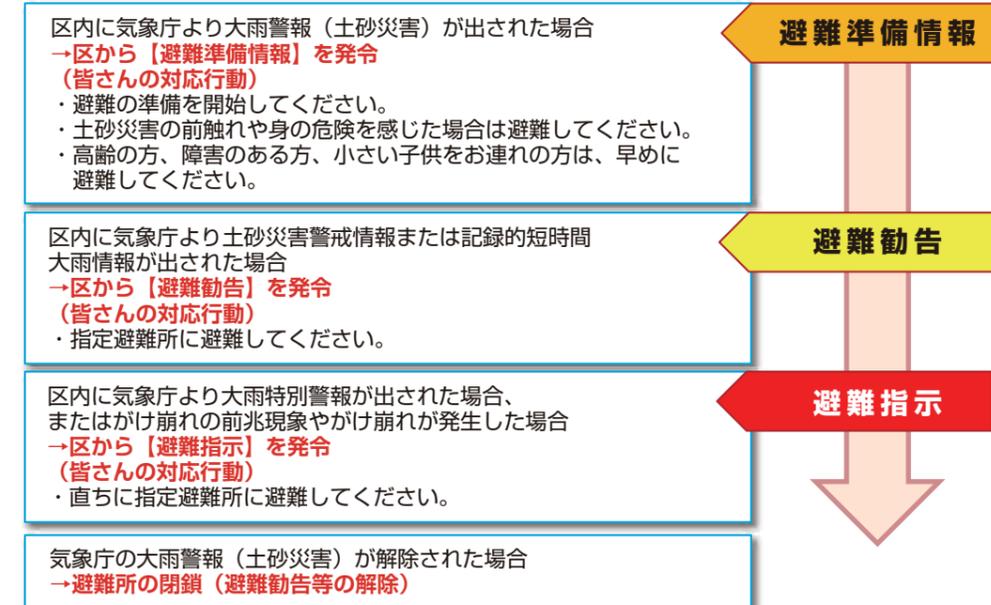


3 土砂災害に備えて

区では以下の状況となった場合に、下記対象地域に対し土砂災害に対する避難勧告等の情報発信(発令)を行います。

- 対象地域**
- 上大崎1丁目5番13号、15号、58号、59号
 - 上大崎3丁目10番20号、21号、22号、25号、53号、59号
 - 東五反田3丁目16番23号、24号、25号、26号、27号、28号、29号、30号、31号、32号、33号、34号、35号、36号、37号、38号、39号、40号、46号、47号、48号、49号、50号、51号、52号、53号
 - 北品川3丁目7番15号、17号、21号
 - 北品川4丁目9番4号
 - 北品川5丁目11番14号、15号、16号、18号、19号
- ※赤字の住所については対象区域外もありますので、詳しくは建築課 ☎5742-6774までお問い合わせください。

発令基準 発令等状況に応じ対象がけ地を区職員がパトロール巡回します。



- 避難勧告が発令された際は、速やかに指定避難所に避難してください。
- 危険を感じたら、避難勧告等の発令前でも自主避難してください。

避難をするときの注意

- ・戸締りを確認してください。
- ・火の始末をしてください。
- ・避難所に避難できない場合は、建物内の安全な場所(2階以上の階や崖から離れた部屋など)への移動をお願いします。

避難勧告等の発令状況は、品川区ホームページまたはケーブルテレビ品川でご確認ください。

メールアドレスをご登録頂くと受信できるしながわ情報メール「しなメール」もご利用ください。登録方法等については下記ホームページをご覧ください。
<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/hp/menu000022200/hpg000022138.htm>

がけ地を所有する方へのお願い

がけ崩れ防止のため、日常から下記のようながけ擁壁の点検および手入れをお願いします。

- ・がけ面などに芝などを植え斜面を保護する。
- ・がけ上の排水溝の落ち葉などを掃除する。
- ・がけ内部や擁壁の裏側に水が浸透しないように、がけのひび割れや擁壁上部の舗装面のひび割れを点検する。ひび割れを発見した場合は補修する。
- ・擁壁の水抜き穴の内部を清掃する。
- ・風にゆずられて地盤を緩めるような崖の途中の大木は切る。
- ・擁壁に亀裂やはらみが無いか点検する。

※がけ崩れの前兆現象や日常点検時の異常を発見した際は、品川区にご連絡ください。



台風や大雨時はテレビやラジオなどにより最新の気象情報を把握してください!